

大島町高齢者自立支援住宅改修給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）に対し、転倒防止、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大の確保等の効果を得るために、居住する住宅の改修費を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(住宅改修給付の種類及び限度額)

第2条 住宅改修給付の種類は、次に掲げる工事に係るものとし、当該各号に定める額を限度額とする。

(1) 予防給付

- ア 手すりの取付け
 - イ 段差の解消
 - ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - エ 引き戸等への扉の取替え
 - オ 洋式便器等への便器の取替え
 - カ その他これらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 以上の工事は介護保険の住宅改修給付と同様の内容とする。 200,000円

(2) 設備給付

- ア 浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 379,000円
- イ 流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事
156,000円
- ウ 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事 106,000円

2 前項第1号については、対象となる全ての改修工事について、限度額の範囲内で複数回の給付ができるものとし、前項第2号については、それぞれの改修工事の種類について、給付額にかかわらず1回を限度とする。

(対象者等)

第3条 この事業の対象者は、大島町に住所を有する65歳以上の高齢者等であって、日常生活の動作が困難で、居宅内での生活を容易にするために住宅の改修を必要とすると認められるものとする。

2 助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる改修に応じ、当該各号に定める介護保険における認定結果等を必要とする。

- (1) 予防改修助成にあつては、法による要介護認定の結果が非該当の者もしくは未申請の者とする。
- (2) 設備改修助成にあつては、法による要介護認定の結果が要介護・要支援の者であつて、身体機能の低下により既存の設備を使用することが困難となった者とする。

3 前2項に規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は、助成の対象者としてすることができるものとする。

(助成の制限)

第4条 前条の規定による対象者であっても、次の各号にいずれかに該当する場合は本事業の対象としない。

- (1) 現に改修を行う住宅に居住していない場合（給付により在宅が可能となる場合及び短期入院中の場合を除く。）
- (2) 新築又は改築工事に併せて改修する場合
- (3) 単なる老朽化、破損に伴う改修の場合
- (4) 自己の所有でない家屋に居住する場合、その家屋の所有者又は管理者から住宅改修の承認を得られない場合
- (5) 介護保険における福祉用具の給付を受けることにより、本事業の目的と同様の効果が得られる場合
- (6) 第2条第1項第1号に掲げる改修において、過去に介護保険の認定を受け、同保険による住宅改修費の支給を受けた場合

(給付申請)

第5条 給付を受けようとする者は、住宅改修を行う前に、次の各号の書類を町に提出するものとする。

- (1) 「高齢者自立支援住宅改修費支給申請書」（様式第1号）
- (2) 内訳を明記した住宅改修に要する費用の見積書
- (3) 住宅改修の予定の状態が確認できるもの（改修箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真や簡単な図で示したもの）
- (4) 自己所有家屋以外に居住する者については、家屋所有者又は管理者の承諾書
- (5) 介護支援専門員等が作成した住宅改修を必要とする理由書（様式第2号）

2 給付を受けようとする者は、住宅改修が完了した後、速やかに次の各号の書類を町に提出するものとする。

- (1) 住宅改修に要した費用、着工及び完成年月日を記したもの
- (2) 領収書（工事実施箇所、内容、規模及び材料費、施工費、諸経費等を区分した工事費内訳書を添付すること。）
- (3) 住宅改修の完了後の状態を確認できる写真等

(給付の決定等)

第6条 町長は、前条第1項の申請を受け、当該住宅改修が現に居住する住宅について行われるものであり、かつ、当該申請者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められるときは、「高齢者自立支援住宅改修事前申請承認通知書」（様式第3号）により、また、必要と認められないときは「高齢者自立支援住宅改修事前申請不承認通知書」（様式第4号）により通知するものとする。

2 町長は、前条第2項の申請を受け適当と認めたときは「高齢者自立支援住宅改修

支給決定通知書」（様式第5号）により、また、申請を却下するときは「高齢者自立支援住宅改修給付却下通知書」（様式第6号）により通知するものとする。

（費用負担）

第7条 給付対象者は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮し、介護保険法の負担割合に準ずる。ただし、第2条第1項第2号については限度額内の一割負担とし限度額を超える額は全額自己負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、同行の規定による費用の負担を要しない。

（給付費の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の行為によって、住宅改修費の給付を受けた者があるときは、その者から当該給付費の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。